田中 唯登志 議員

築上東部火葬場の今後の方向性は

坪根町長

一部事務組合の中で協議して行く

問 築上東部火葬場の施設の概要は。

垂水(勇)住民課長 施設の名称は築上東部火葬場、宇野1236番地1に設置している。内容は、告別室及び収骨室が1室、火葬炉が2基、待合室が2室となっている。事務局は吉富町と上毛町で構成する吉富町外1町環境衛生事務組合が運営している。平成28年度より㈲エイトに委託し運営している。

問 過去3年間の利用状況と維持管理費は。

利用実績 年度	吉富町			上毛町			区域外	合計
	大人	小人	小計	大人	小人	小計		
平成28年度	84	0	84	105	3	108	6	198
平成29年度	58	1	59	101	0	101	7	167
平成30年度	66	1	67	93	1	94	11	172

管理費決算額 年度	需用費	委託料	工事請負費	その他	合計(円)
平成28年度	2,532,694	6,593,013	5,177,520	573,739	14,876,966
平成29年度	2,448,453	6,324,701	4,870,800	385,051	14,029,005
平成30年度	2,369,423	6,331,181	2,775,600	483,838	11,960,042

垂水(勇)課長 過去3年の平均で1370万円である。内容としては、燃料費や光熱費が240万円、その他点検を含めた委託料が640万円、修繕費が3年平均で430万円、その他経費として48万円ぐらいである。

問 今後の方向性は。

垂水(勇)課長 運営については吉富町と上毛町の一部事務組合の中で行っており、今後も組合の協議事項になる。

坪根町長 方向性としては、一部事務組合の動きに左右される。問題点として老朽化や、棺のサイズなども課題となっている。今後近隣に持っていくのか、そこで修繕するのか早急に検討していきたい。

▶築上東部火葬場

町の耐震化は

問 公共施設及び町有建築物の耐震化は。

岡崎総務課長 平成24年策定の上毛町耐震改修促進計画上では、昭和57年以前に建築され、耐震基準を満たしていない公共建築物は農業者トレーニングセンターのみとなっている。平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画においては、一部の町営住宅や消防機庫、文化財センターなどが旧耐震基準により建築された公共施設として掲げられる。農業者トレーニングセンターについては、今年度当初予算にて解体の設計費を計上し準備中である。

▶農業者トレーニングセンター

問 戸建て住宅の耐震改修促進に向けての普及啓発は。

岡崎課長 所有者の負担が大きく進んでいないのが現状である。

問 戸建て住宅の耐震改修の補助実績は。

岡崎課長 平成29年度から制度を設けているが実績はない。理由として補助金は上限で30万円であるが、診断で20万円、設計で30万円、概ね改修で150万円程度ということで補助金申請も進んでいない。国の時限立法により令和3年3月31日で終了となる。

問 新築時の免震・制振に対する補助の検討は。

岡崎課長 新築の場合、耐震基準はある程度満たしているが、現行は人口増加施策のための助成制度を中心に行っており、検討を進めるのは今後の課題と認識している。

宮本 理一郎 議員

ごみ減量化と住環境の清潔保持は

坪根町長

ごみのない地域社会をつくりたい

問 一般家庭ごみの収集について直近の分別・種類別増減のデータは。

垂水(勇)住民課長 現在、19種類に分別し、回収している。

年度	数量(t)
平成26年度	2,017
平成27年度	2,047
平成28年度	1,943
平成29年度	1,908
平成30年度	1,935

家庭ごみは平成29年度までは減少傾向だが、平成30年度は可燃ごみ13t増、不燃ゴミ19t増。前年比1.3%の増加である。

問 ごみステーションの維持管理・環境保持について指導マニュアルはあるのか。各自治会長に委任なのか。

垂水(勇)課長 維持管理は自治会長にお願いしており、増設・移転については、自治会長からの申請により対応している。

問 収集日ではない日にごみが出されたり、袋に雑多に混入している場合の処置は。

垂水(勇)課長 収集できない不適切なごみや収集日以外のごみは、ステッカーを貼って注意を促している。マナーの悪い点は、収集員から報告を受け、その都度適切に対応している。

問 プラスチックやスプレー缶、陶磁器類など特殊なごみの仕分け分別の指導は。

垂水(勇)課長 家庭に一冊ずつ配布している分別ガイドブックを参考に正しく出してもらってる。

産業廃棄物の処理は

問 産業廃棄物については厳しい取扱い規則があると思うが現状は。

垂水(勇)課長 廃棄物の処理は廃棄物処理及び清掃に関する法律で定めれており、一般廃棄物と産業廃棄物に分けている。産業廃棄物の許可権限は県にある。収集・運搬・処理と別々に許可が必要。また、廃棄物の種類ごとにも許可が必要である。

問 昨今、町内において不法投棄の事実はあったか。

垂水(勇)課長 不法投棄は住民の通報や巡回パトロールなどで処理している。不法投棄の処理件数は、平成28年度14件、平成29年度30件、平成30年度18件あった。住民課が現場を確認し、必要に応じて警察、保健所と連携し、原因者の特定に努めている。

問 本町は緑地帯が多いうえ、中山間地域、山林も多い。逆に道路はしっかり整備されており、ゴミを持ち込みやすいと思われているのではないか。町内の山林、ため池、河川などの定期的パトロールや実態調査が必要ではないか。

垂水(勇)課長 不法投棄の監視パトロールは行っている。監視カメラの設置も有効に使い防止に努めている。

問 産廃を扱う業者は当然資格が必要。出す側には排出業者責任に基づく廃棄物の適正処理が義務付けられている。これはどういうことか。

垂水(勇)課長 ごみは直接排出者で処理せず、外部に委託処理した場合でも、委託業者が不法投棄すれば、結果として排出者にも責任が及ぶということである。

問 資格免許を持った個人、法人が適正に運搬し、適正処理するというルール厳守が廃棄物処理の基本か。

垂水(勇)課長 排出者責任の下で、マニュフェストを正しく使用すること。収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者を明確にし、適正処理することが産廃廃棄物処理の基本である。

問 大量生産、大量消費の時代は終わり、必要な量を生産し消費する。しかも消費した物の中でも再利用や再生利用する時代となる。資源の少ない日本は他国より切実である。循環型リサイクル社会の到来が現実になると言われているが、どのように考えるか。

坪根町長 良い環境をつくるために我々は何ができるのか。地域的にみて、大分県との県境であり、福岡県の東端。過去の一時期この地域がゴミ捨て場になろうとした事もあった。様々な工夫と発想で現状改革を行い、啓蒙活動をしながら行政、議会が住民と共に協力して美しい上毛町をつくっていきたい。

▲不法投棄